

第五次総合計画
後期基本計画

個別計画との関係

個別計画との関係



◇総合計画と個別計画との関係を以下のように整理する

1・基本的な考え方

総合計画の位置づけ、個別計画との関係

- * 総合計画は、まちづくりのあらゆる分野を網羅し、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向について基本的な指針を定めた、行財政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画です。
- * 個別計画※は、最上位計画である総合計画に即して策定される、まちづくりの特定の分野に関する個別具体的な計画であり、対象となる分野の将来像や目標を掲げ、その実現に向けた具体的な取組等を明らかにするものです。

※個別計画：概ね、総合計画の基本施策または単位施策が対象とする分野に関し、中・長期的な視点に立つて策定され、公表されている計画。

個別計画の策定や見直し等

- * 各個別計画については、第五次総合計画を踏まえ策定するとともに、計画内容の検証及び見直し等を行い、総合計画との整合を図る必要があります。
- * 各個別計画において、将来人口を基礎として策定や見直しを行う場合は、平成27年12月に策定した「鹿児島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」の将来人口を参考とするものとします。

個別計画との関係

2・主な個別計画一覧

| 個別計画 | 策定年月 | 計画期間 | 所管課 | 備考(関連法令等) |
|---|-----------------------|---------------|--------------|--|
| 1 市民と行政が拓く 協働と連携のまち【信頼・協働政策】 | | | | |
| 市民活動団体等との協働推進について | 平成16年3月 ※平成26年3月改訂 | 一 | 市民協働課 | |
| 鹿児島市コミュニティビジョン | 平成23年3月 | 平成23年度～ | 地域振興課 | |
| 鹿児島市行政改革大綱 | 平成29年3月 | 平成29年度～平成33年度 | 行政管理課 | |
| 鹿児島市支所機能充実プラン | 平成22年3月 | 平成22年度～ | 地域振興課 | |
| 鹿児島市公共施設等総合管理計画 | 平成28年3月 | 平成28年度～平成37年度 | 管財課 | |
| 鹿児島市まち・ひと・しごと創生総合戦略 | 平成27年12月 | 平成27年度～平成31年度 | 地方創生推進室 | まち・ひと・しごと創生法 |
| 人材育成基本方針 | 平成19年3月 ※平成26年9月改訂 | 平成19年3月～ | 人事課 | |
| 第三次鹿児島市地域情報化計画 | 平成25年3月 | 平成25年度～平成29年度 | 情報システム課 | 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法 ※新計画(平成30年度～)策定予定 |
| 連携中枢都市圏ビジョン | 平成29年3月 | 平成29年度～平成33年度 | 政策推進課 | |
| 2 水と緑が輝く 人と地球にやさしいまち【うるおい環境政策】 | | | | |
| 第二次鹿児島市環境基本計画 | 平成24年3月 | 平成24年度～平成33年度 | 環境政策課 | 環境基本法 鹿児島市環境基本条例 |
| 鹿児島市地球温暖化対策アクションプラン | 平成24年3月 | 平成24年度～平成33年度 | 環境政策課 | 地球温暖化対策の推進に関する法律 |
| 鹿児島市一般廃棄物処理基本計画 | 平成22年3月 ※平成29年3月改訂 | 平成22年度～平成33年度 | 資源政策課 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 |
| 鹿児島市生物多様性地域戦略 | 平成26年3月 | 平成26年度～平成33年度 | 環境保全課 | 生物多様性基本法 |
| 鹿児島市まちと緑のハーモニープラン | 平成23年3月 | 平成23年度～平成33年度 | 公園緑化課 | 都市緑地法 |
| 3 人が行き交う 魅力とにぎわいあふれるまち【にぎわい交流政策】 | | | | |
| 第3期鹿児島市観光未来戦略 | 平成29年3月 | 平成29年度～平成33年度 | 観光プロモーション課 | |
| 第2期鹿児島市グリーン・ツーリズム推進計画 | 平成29年3月 | 平成29年度～平成33年度 | グリーンツーリズム推進課 | |
| 第2期鹿児島市中心市街地活性化基本計画 | 平成25年3月 | 平成25年度～平成29年度 | 産業政策課 | 中心市街地の活性化に関する法律 ※新計画(平成30年度～)策定予定 |
| 鹿児島市商工業振興プラン | 平成23年3月 | 平成23年度～平成33年度 | 産業政策課 | |
| 第2期鹿児島市農林水産業振興プラン | 平成29年3月 | 平成29年度～平成33年度 | 農政総務課 | |
| 4 健やかに暮らせる 安全で安心なまち【すこやか安心政策】 | | | | |
| 鹿児島市子ども・子育て支援事業計画 | 平成27年3月 | 平成27年度～平成31年度 | こども政策課 | 子ども・子育て支援法 次世代育成支援対策推進法 |
| 第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 | 平成27年2月 | 平成27年度～平成29年度 | 長寿支援課 | 老人福祉法、介護保険法 ※3年ごとに見直し |
| 第4期鹿児島市地域福祉計画 | 平成29年3月 | 平成29年度～平成33年度 | 地域福祉課 | 社会福祉法 |

| 個別計画 | 策定年月 | 計画期間 | 所管課 | 備考(関連法令等) |
|---------------------------------------|------------------------|---------------|-------------|-----------------------------|
| 第三次鹿児島市障害者計画 | 平成26年3月 | 平成25年度～平成29年度 | 障害福祉課 | 障害者基本法 ※新計画(平成30年度～)策定予定 |
| 第二次鹿児島市健康増進計画「かごしま市民すこやかプラン」 | 平成25年3月 | 平成25年度～平成34年度 | 保健政策課 | 健康増進法 |
| 第二次かごしま市食育推進計画 | 平成26年3月 | 平成26年度～平成30年度 | 保健政策課 | 食育基本法 ※新計画(平成31年度～)策定予定 |
| 第10次鹿児島市交通安全計画 | 平成29年1月 | 平成28年度～平成32年度 | 安心安全課 | 交通安全対策基本法 |
| 鹿児島市地域防災計画 | 平成28年4月 | 一 | 危機管理課 | 災害対策基本法 ※年次更新 |
| 5 学ぶよろこびが広がる 誇りあるまち【まなび文化政策】 | | | | |
| 鹿児島市教育振興基本計画 | 平成23年3月 ※平成28年2月改訂 | 平成23年度～平成33年度 | 教育委員会総務課 | 教育基本法 |
| 鹿児島市いじめ防止基本方針 | 平成26年10月 | 一 | 青少年課 | いじめ防止対策推進法 |
| 第3次鹿児島市子ども読書活動推進計画 | 平成28年3月 | 平成28年度～平成32年度 | 生涯学習課 | 子どもの読書活動の推進に関する法律 |
| 第2期文化薫る地域の魅力づくりプラン | 平成29年3月策定 | 平成29年度～平成33年度 | 文化振興課 | |
| 鹿児島市スポーツ推進計画 | 平成25年2月 ※平成29年3月改訂 | 平成24年度～平成33年度 | 保健体育課 | スポーツ基本法 |
| 鹿児島市人権教育・啓発基本計画 | 平成19年1月 ※平成28年12月改訂 | 平成19年度～ | 人権啓発室 | 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 |
| 第2次鹿児島市男女共同参画計画 | 平成24年3月 ※平成29年3月改定 | 平成24年度～平成33年度 | 男女共同参画課 | 男女共同参画社会基本法 ほか |
| 6 市民生活を支える 機能性の高い快適なまち【まち基盤政策】 | | | | |
| かごしま都市マスターplan | 平成13年3月 ※平成19年3月改訂 | 平成13年度～平成33年度 | 都市計画課 | 都市計画法 |
| 鹿児島市集約型都市構造に向けた土地利用ガイドプラン | 平成24年3月 | 一 | 都市計画課 | |
| かごしまコンパクトなまちづくりプラン(立地適正化計画) | 平成29年3月 | 平成29年度～平成52年度 | 都市計画課 | 都市再生特別措置法 |
| 鹿児島市景観計画 | 平成19年12月 | 平成20年6月～ | 都市景観課 | 景観法 鹿児島市景観条例 |
| 都市再生整備計画(鹿児島駅周辺地区) | 平成26年3月 | 平成26年度～平成29年度 | 市街地まちづくり推進課 | 都市再生特別措置法 |
| 幹線道路整備事業第7次計画 | 平成28年3月 | 平成28年度～平成33年度 | 道路建設課 | |
| 鹿児島市水道ビジョン | 平成21年4月 | 平成21年度～平成30年度 | 水道整備課 | |
| 鹿児島市公共下水道事業基本構想 | 平成15年9月 | 平成15年度～平成35年度 | 下水道建設課 | |
| 鹿児島市新交通バリアフリー基本構想 | 平成24年3月 | 平成24年度～平成32年度 | 交通政策課 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 |
| 鹿児島市公共交通ビジョン | 平成22年3月 ※平成29年3月改定 | 平成22年度～平成33年度 | 交通政策課 | 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 ほか |
| 第2次鹿児島市交通事業経営健全化計画 | 平成29年3月 | 平成29年度～平成31年度 | 交通局総合企画課 | |
| 鹿児島市自転車走行ネットワーク整備計画 | 平成25年5月 | 平成25年度～平成33年度 | 道路建設課 | |

目標指標一覧

目標指標一覧

1 基本目標別計画

| 指標 | (参考) 前期策定時 | 現況 | 目標 (平成33年度) | 算出方法等 |
|---------------------------------------|---------------------|-------------|----------------|-------------------------------|
| 1 市民と行政が拓く 協働と連携のまち【信頼・協働政策】 | | | | |
| 1 地域社会を支える協働・連携の推進 | | | | |
| 「市民との協働によるまちづくりが進んでいる」と感じる市民の割合 | 31.9% | 32.9% | 52.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 過去1年間に何らかの機会を通じて市政に参画したことがある市民の割合 | 7.7% | 8.1% | 15.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 市内のNPO法人数 | 350 団体 | 396 団体 | 430 团体 | |
| 過去1年間に地域コミュニティ活動に参加したことがある市民の割合 | 41.4% | 39.4% | 62.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 町内会加入率 | 59.1% | 55.4% | 70.0% | 町内会加入世帯数／推計人口に基づく世帯数 |
| 本市への移住相談件数 | | 29 件／年 | 100 件／年 | |
| 2 自主的・自立的な行財政運営の推進 | | | | |
| 「市民サービスが効率的に提供されている」と感じる市民の割合 | 59.3% | 56.3% | 70.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 鹿児島市ホームページアクセス件数 | 2,404,142 件 | 3,149,938 件 | 3,400,000 件 | 総合トップページアクセス数 |
| 実質公債費比率 | 6.4% | 3.9% | 現状水準を維持する | 実質的な負債返済額が市の財政に占める割合 |
| 将来負担比率 | 34.2% | 24.4% | 現状水準を維持する | 将来支払う可能性のある実質的な負債額が市の財政に占める割合 |
| 連携中枢都市圏における連携事業数 | | － | 5年間で27事業 | |
| 2 水と緑が輝く 人と地球にやさしいまち【うるおい環境政策】 | | | | |
| 1 低炭素社会の構築 | | | | |
| 「地球温暖化対策が進んでいる」と感じる市民の割合 | 40.2% | 36.4% | 50.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 温室効果ガス排出量の削減率(平成25年度比) | 13.4% 増 (平成2年度比) | － | 12.0% 減 | |
| 住宅用太陽光発電システム設置累計 | 5,054 件 | 10,913 件 | 25,000 件 | 補助件数 |
| 環境管理事業所の認定事業所数 | 426 事業所 | 477 事業所 | 1,500 事業所 | |
| 2 循環型社会の構築 | | | | |
| 「ごみと資源物の分別が徹底されている」と感じる市民の割合 | 71.4% | 70.3% | 87.9% | 市民意識アンケート調査 |
| 市民1人1日あたりのごみ・資源物の排出量 | 1,006.4g | 1,010.4g | 842.0g | 1日あたりのごみ・資源物の排出量／人口 |
| 資源化率 | 19.2% | 15.0% | 21.8% | 資源化したごみ・資源物の量／ごみ・資源物の排出量 |
| 不法投棄確認件数 | 292 件 | 223 件 | 145 件 | |

| 指標 | (参考) 前期策定時 | 現況 | 目標 (平成33年度) | 算出方法等 |
|---|------------------------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|
| 3 うるおい空間の創出 | | | | |
| 「緑や水辺等の自然とのふれあいの場や機会がたくさんある」と感じる市民の割合 | 52.2% | 54.7% | 65.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 「多くの生きものが暮らし、豊かな自然が残るまちである」と感じる市民の割合 | | 50.3% | 56.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 屋上・壁面緑化の整備面積 | 8,132 m ² | 15,604 m ² | 17,000 m ² | 公共・民間施設の屋上緑化及び壁面緑化の整備面積の合計 |
| 市民1人あたりの施設緑地面積 | 9.9 m ² / 人 | 10.2 m ² / 人 | 10.8 m ² / 人 | 施設緑地面積／人口 |
| 4 生活環境の向上 | | | | |
| 「きれいで住みよい生活環境づくりが進んでいる」と感じる市民の割合 | 53.6% | 51.5% | 70.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 水質保全目標達成率 | 95.0% | 100% | 100% | 水質保全目標の達成状況を表す数値 |
| 過去1年間にまち美化活動に参加したことがある市民の割合 | 49.4% | 41.9% | 60.0% | 市民意識アンケート調査 |
| まち美化推進団体認定数 | 192 団体 | 233 団体 | 370 団体 | |
| 3 人が行き交う 魅力とぎわいあふれるまち【にぎわい交流政策】 | | | | |
| 1 地域特性を生かした観光・交流の推進 | | | | |
| 「観光交流都市である」と感じる市民の割合 | 42.0% | 53.0% | 57.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 宿泊観光客数 | 2,862 千人 | 3,410 千人 | 3,800 千人 | 市観光統計 |
| 外国人宿泊観光客数 | 80 千人 | 195 千人 | 300 千人 | 市観光統計 |
| スポーツキャンプ受入数 | | 9 チーム | 11 チーム | |
| グリーン・ツーリズム登録団体数 | 32 団体 | 42 団体 | 48 団体 | |
| 2 中心市街地の活性化 | | | | |
| 「中心市街地がにぎわっている」と感じる市民の割合 | 38.1% | 44.1% | 50.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 中心市街地の歩行者通行量(30地点・土日) | | 161,137人／日 | 171,000人／日 | 市歩行者通行量調査 |
| 中心市街地の入込観光客数 | 7,185 千人 | 7,860 千人 | 8,400 千人 | 市観光統計 |
| 中心市街地の第三次産業従業者数 | | 60,565 人 | 64,000 人 | 経済センサス |
| 3 地域産業の振興 | | | | |
| 「産業振興が図られ雇用機会に恵まれるなど、地域経済が活性化している」と感じる市民の割合 | 8.5% | 14.6% | 50.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 卸売業・小売業年間商品販売額 | 25,365 億円 | 22,391 億円 | 25,400 億円 | 商業統計 |
| 製造品出荷額等(従業者4人以上) | 3,784 億円 | 3,469 億円 | 4,000 億円 | 工業統計 |
| 事業所数(民営)[農林漁業除く] | 29,057 事業所 | 28,222 事業所 | 30,000 事業所 | 経済センサス |

目標指標一覧

| 指 標 | (参考) 前期策定時 | 現 態 | 目 標 (平成33年度) | 算出方法等 |
|--|---------------|-------------|-----------------|------------------|
| 4 農林水産業の振興 | | | | |
| 「農林水産業の振興が図られている」と感じる市民の割合 | 37.5% | 33.4% | 60.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 買い物時に地元の農林水産物を選ぶ市民の割合 | 71.4% | 69.9% | 82.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 認定農業者数 | 175 人 | 163 人 | 195 人 | 市農林水産部統計 |
| 認定農業者の農業所得 | 435 万円 | 347 万円 | 500 万円 | 市農林水産部統計 |
| 遊休農地解消面積 | 9ha | 20ha | 65ha | 市農林水産部統計 |
| 4 健やかに暮らせる 安全で安心なまち【すこやか安心政策】 | | | | |
| 1 少子化対策・子育て支援の推進 | | | | |
| 「安心して子どもを生み育てられる環境が整っている」と感じる市民の割合 | 28.2% | 38.8% | 55.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 婚活事業への参加者の満足度 | | 88.5% | 90.0% | 参加者アンケート調査 |
| 妊娠・出産の支援について満足している親の割合 | | 84.1% | 85.0% | 乳幼児健診におけるアンケート調査 |
| 保育所等の待機児童数 | 151 人 | 0 人 | | |
| 児童クラブの待機児童数 | 298 人 | 0 人 | | |
| 2 高齢化対策の推進 | | | | |
| 「高齢者が生きがいを持って健やかに安心して暮らしている」と感じる市民の割合 | 35.6% | 37.3% | 45.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 過去1年間に趣味や地域行事などの活動を行った・参加したことがある高齢者の割合 | 57.5% | 61.4% | 65.0% | 市高齢者等実態調査 |
| 過去1年間に高齢者福祉サービスを利用したことがある高齢者の割合 | 54.2% | 47.6% | 65.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 介護保険サービスの総給付費に占める在宅サービス費の割合 | | 52.7% | 56.0% | |
| 3 きめ細かな福祉の充実 | | | | |
| 「福祉が行き届き安心していきいきと生活できる」と感じる市民の割合 | 22.3% | 22.9% | 33.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 過去1年間にボランティア活動に参加したことがある市民の割合 | 23.3% | 22.2% | 33.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 地域福祉館及び市社協支部における福祉団体の利用件数 | 3,500 件 | 5,726 件 | 6,000 件 | |
| 就労を支援した生活困窮者の就職者数 | | — | 132 人 | |
| 障害児通所支援を利用している子どもの数 | | 1,900 人 | 3,400 人 | |
| 4 健康・医療の充実 | | | | |
| 「健康づくりへの支援や医療体制が充実している」と感じる市民の割合 | 35.4% | 60.3% | 64.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 日常生活の中で意識的に体を動かすなどの運動をしている市民の割合 | 49.3% | 51.8% | 75.0% | 市民意識アンケート調査 |
| がん検診受診率 | 8.5% ~ 24.4% | 9.1 ~ 23.1% | 50.0% | 受診者数/対象者数 |

| 指 標 | (参考) 前期策定時 | 現 態 | 目 標 (平成33年度) | 算出方法等 |
|--|---------------|----------|-----------------|----------------------------------|
| 5 生活の安全性の向上 | | | | |
| 交通安全、防犯等の対策が充実しているなど「安心・安全に生活できる」と感じる市民の割合 | 43.2% | 51.6% | 58.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 過去1年間に防犯や事故防止活動に参加したことがある市民の割合 | 17.3% | 16.6% | 23.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 交通事故による死傷者数(10万人あたり) | | 662.9 人 | 500.0 人 | 県警統計 (死傷者数÷人口×10万) |
| 防犯パトロールの回数 | 3,673 回 | 4,575 回 | 5,000 回 | |
| 6 総合的な危機管理・防災力の充実 | | | | |
| 「災害に強いまちである」と感じる市民の割合 | 15.8% | 20.9% | 50.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 災害時への備えを心がけている市民の割合 | 31.9% | 36.0% | 70.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 自主防災組織のカバー率 | 70.2% | 86.4% | 90.0% | 結成地域世帯数/全世帯数 |
| 普通救命講習受講者数 | 39,000 人 | 62,054 人 | 94,500 人 | |
| 5 学ぶよろこびが広がる 誇りあるまち【まなび文化政策】 | | | | |
| 1 学校教育の充実 | | | | |
| 「学校における教育活動が充実している」と感じる市民の割合 | 37.5% | 37.5% | 50.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 鹿児島学習定着度調査平均正答率の県との比較(小学校) | +0.6% | +1.4% | +1.5% | 県調査 (小学校5年生4教科の平均) |
| 鹿児島学習定着度調査平均正答率の県との比較(中学校) | +2.2% | +1.7% | +3.0% | 県調査 (中学校1・2年生5教科の平均) |
| 市立小・中学校におけるいじめの解消率 | 92.9% | 93.0% | 100% | (解消件数+一定の解消件数)÷認知件数 |
| 2 生涯学習の充実 | | | | |
| 「生涯にわたり、学び続けることができる環境が整っている」と感じる市民の割合 | 39.7% | 39.3% | 50.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 過去1年間に生涯学習を行ったことがある市民の割合 | 25.4% | 21.1% | 38.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 生涯学習関連施設の利用状況 | 1,667 千人 | 1,535 千人 | 1,727 千人 | 生涯学習プラザ、地域公民館等の年間利用者数 |
| 家庭・地域の教育力向上を図る研修会等への参加状況 | 80 千人 | 128 千人 | 158 千人 | イベント、研修会、社会学級、学校支援ボランティア等の延べ参加者数 |
| 3 市民文化の創造 | | | | |
| 「文化芸術などに親しみ、身边に体験できる環境が整っている」と感じる市民の割合 | 53.3% | 52.2% | 65.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 市民文化祭等への参加者数 | 35,690 人 | 31,638 人 | 46,000 人 | |
| 市内の文化財の指定等件数 | 182 件 | 191 件 | 197 件 | |

目標指標一覧

| 指 標 | (参考) 前期策定時 | | 現 態 (平成33年度) | 目 標 (平成33年度) | 算出方法等 |
|--|---------------|-----------|-----------------|--|-------|
| | | | | | |
| 4 スポーツ・レクリエーションの振興 | | | | | |
| 「スポーツ・レクリエーションを楽しめる環境が整っている」と感じる市民の割合 | 52.1% | 44.7% | 68.0% | 市民意識アンケート調査 | |
| 週1回以上スポーツをする人の割合(成人) | 38.0% | 44.5% | 55.0% | 市スポーツ・レクリエーションに関する意識調査 | |
| 国民体育大会での本市出身選手・団体の入賞種目数 | 17 種目 | 19 種目 | 28 種目 | | |
| 5 人権尊重社会の形成 | | | | | |
| 「一人ひとりの人権が尊重されている」と感じる市民の割合 | 20.9% | 20.6% | 26.0% | 市民意識アンケート調査 | |
| 「男性は仕事、女性は家庭」と思う市民の割合 | 44.9% | 34.7% | 30.0% | 市男女共同参画市民意識調査 | |
| 審議会等への女性の参画率 | 32.1% | 34.8% | 40.0% | 市参画率調査 | |
| 6 市民生活を支える 機能性の高い快適なまち【まち基盤政策】 | | | | | |
| 1 機能性の高い都市空間の形成 | | | | | |
| 「日常生活における生活利便施設が整備されている」と感じる市民の割合 | 62.1% | 68.7% | 73.0% | 市民意識アンケート調査 | |
| 地区計画の決定数 | 20 か所 | 26 か所 | 36 か所 | | |
| 景観形成重点地区の指定数 | 0 か所 | 2 か所 | 5 か所 | | |
| 2 快適生活の基盤づくり | | | | | |
| 「生活道路や上下水道などの都市基盤施設の整備により、安全・快適な生活の基盤づくりが進んでいる」と感じる市民の割合 | 59.2% | 69.0% | 71.0% | 市民意識アンケート調査 | |
| 主要な生活道路の整備延長 | 61.5km | 70.0 km | 77.5km | 幹線道路整備計画における整備延長 | |
| 住宅の耐震化率 | 85.1% | 90.0% | 95.0% | 住宅・土地統計調査に基づく推計 | |
| 汚水処理人口普及率 | 90.2% | 92.8% | 96.0% | 汚水処理施設の処理人口／人口 | |
| 3 市民活動を支える交通環境の充実 | | | | | |
| 「公共交通や道路などの交通環境が整備されている」と感じる市民の割合 | 57.5% | 63.6% | 65.0% | 市民意識アンケート調査 | |
| 都市計画道路整備率 | 83.0% | 84.1% | 87.0% | 整備済みの延長／全体延長 | |
| 公共交通利用者数 | | 80,079 千人 | 現状水準を維持する | 鹿児島市内の鉄道駅乗降客数、路面電車、県内路線バス、桜島フェリーの利用者数の合計 | |
| 市電・市バスの低床車両導入率 | | 53.1% | 75.8% | 低床車両／市電・市バス全車両 | |

2 豊かさ実感リーディングプロジェクト

| 指 標 | (参考) 前期策定時 | 現 態 | 目 標 (平成33年度) | 算出方法等 |
|---|---------------------|----------------------|----------------------|----------------------------|
| “未来の担い手”若者応援プロジェクト | | | | |
| 鹿児島市で働きたい、働き続けたいと思う若者の割合 | | 65.2% | 75.0% | 市民意識アンケート調査(16歳～40歳未満) |
| 郷土教育に係る体験活動の実施率 | | 94.9% | 100% | 学校教育における実態調査 |
| 市内大学生の県内就職率 | | 62.1% | 69.7% | 鹿児島大学など5大学の値 |
| 企業立地件数 | | 5 件 / 年 | 5年間で35件 | 立地協定の実績件数 |
| “健「高」医「良」”元気創造プロジェクト | | | | |
| 「健康、医療、福祉などの施設や関連産業が充実している」と感じる市民の割合 | | 29.5% | 35.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 外出について積極的な態度を持つ高齢者の割合 | | 69.7% | 80.0% | 健康増進計画アンケート調査 |
| 新たなヘルスケアビジネスの展開に取り組む事業者数 | | 17事業者/年 | 5年間で40事業者 | 新産業創出研究会健康部会新規会員数 |
| “ビジット鹿児島”魅力体感プロジェクト | | | | |
| 「街なかに外国人観光客が増えているなど、鹿児島市の魅力が国内外に発信されている」と感じる市民の割合 | | 48.0% | 52.0% | 市民意識アンケート調査 |
| ウエルカムキュート(外国人向けの共通利用券)の販売枚数 | | 17,272 枚 | 26,000 枚 | |
| 民間主体の新たな食のイベント数 | | — | 6 件 | 補助件数 |
| “花と緑の回廊”環境創出プロジェクト | | | | |
| 「街なかに花と緑が充実している」と感じる市民の割合 | | 76.1% | 80.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 公園、街路樹等の環境保全活動に関心を持っている市民の割合 | | 58.8% | 65.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 中心市街地における屋上・壁面緑化の整備面積 | 1300 m ² | 6,189 m ² | 6,700 m ² | 公共、民間施設の屋上緑化及び壁面緑化の整備面積の合計 |
| コミュニティサイクル「かごりん」の年間利用回数 | | 131,954 回 | 152,000 回 | |
| “地域のチカラ”活性化プロジェクト | | | | |
| 「よりよい地域づくりを進める仕組みが整っている」と感じる市民の割合 | | 38.8% | 57.0% | 市民意識アンケート調査 |
| NPO法人との協働事業数(委託、補助等) | 31 件 | 45 件 | 60 件 | |
| 地域コミュニティ協議会数 | 0 団体 | 43 団体 | 79 団体 | |
| セーフコミュニティ取組地域・地区数 | | 1 地域・地区 | 14 地域・地区 | セーフコミュニティ・交通安全分野 |

資料編

- 第五次総合計画後期基本計画の策定経過
- 第五次総合計画後期基本計画の策定体制
- 鹿児島市総合計画策定条例
- 鹿児島市総合計画審議会条例
- 質問
- 答申書
- 鹿児島市庁議規程
- 鹿児島市総合計画策定委員会設置要綱
- 用語解説（五十音順）



● 第五次総合計画後期基本計画の策定経過

【27年度】

平成27年6月11日～7月13日

市民意識アンケート調査（前期基本計画の検証）

- ・対象者：16歳以上の市民5,000人（無作為抽出）

- ・有効回答数：2,431人

平成27年7月1日～12月25日（うち8日間）

行政評価市民委員会

- ・施策評価について

- ・関係部局へのヒアリング

- ・評価についての協議

- ・報告書のまとめ

平成27年8月13日

庁議

- ・後期基本計画策定基本方針（案）について

- ・市民意識アンケート調査結果について

平成27年8月27日

第1回鹿児島市総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）

- ・後期基本計画策定基本方針について

平成27年10月8日～11月12日（うち7日間）

学生会議（5大学で延べ8回）

- ・後期基本計画策定にあたっての意見聴取

- ・グループディスカッション

- ・参加者数：176人

平成27年10月13日～12月9日（うち5日間）

有識者ヒアリング（5人）

- ・後期基本計画策定にあたっての意見聴取

- ・まちづくり、地方創生に関する意見聴取

平成27年12月22日

第2回策定委員会

- ・前期基本計画の検証について

- ・後期基本計画（一次素案）について

- ・将来推計人口の取扱い（案）について

（平成27年12月25日

鹿児島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略を策定）

平成28年1月5日

庁議

- ・後期基本計画（一次素案）について

- ・将来推計人口の取扱い（案）について

【28年度】

平成28年4月13日

第3回策定委員会

- ・後期基本計画（一次素案）について

平成28年4月28日～5月25日

市民意識アンケート調査（後期基本計画の現況把握）

- ・対象者：16歳以上の市民5,000人（無作為抽出）

- ・有効回答数：2,654人

平成28年6月28日

第4回策定委員会

- ・後期基本計画（素案）について

- ・市民意識アンケート調査結果について

- ・行政評価市民委員会における評価・意見及び対応状況について

平成28年7月7日

庁議

- ・後期基本計画（素案）について

- ・市民意識アンケート調査結果について

平成28年7月11日

議会協議会

- ・後期基本計画（素案）について

- ・市民意識アンケート調査結果について

平成28年8月1日

後期基本計画（素案）概要チラシを全戸配布

平成28年8月1日～9月9日（40日間）

パブリックコメント手続

- ・後期基本計画（素案）について

- ・意見提出者数：43人

- ・意見の件数：135件

平成28年8月2日

市長定例記者会見

- ・後期基本計画（素案）について

平成28年8月8日～8月25日（うち7日間）

地域別市民意見交換会（14地域・地区）

- ・後期基本計画（素案）について

- ・参加者数：260人

- ・意見の件数：131件

平成28年8月26日

テーマ別市民意見交換会（4回）

- ・後期基本計画（素案）について

- ・参加者数：60団体等（67人）

- ・意見の件数：64件

平成28年11月14日

第5回策定委員会

- ・後期基本計画（素案）に関する意見及び対応状況について

- ・後期基本計画（案）について

平成28年11月30日

第6回策定委員会

- ・後期基本計画（素案）に関する意見及び対応状況について

- ・後期基本計画（案）について

平成28年12月5日

庁議

- ・後期基本計画（案）について

平成28年12月5日

議会協議会

- ・後期基本計画（素案）に関する意見及び対応状況について

- ・後期基本計画（案）について

平成28年12月26日

第五次総合計画後期基本計画及び地方創生に関する調査特別委員会（以下「特別委員会」という。）の設置

平成29年1月16日～1月20日（5日間）

特別委員会の開催

- ・後期基本計画策定の概要、前期基本計画の総括について

- ・後期基本計画（案）について

平成29年2月1日

第7回策定委員会

- ・後期基本計画（案）の修正箇所について

- ・後期基本計画（修正案）について

平成29年2月3日

特別委員会の開催

- ・後期基本計画（案）の修正箇所について

- ・後期基本計画（修正案）について

平成29年2月13日

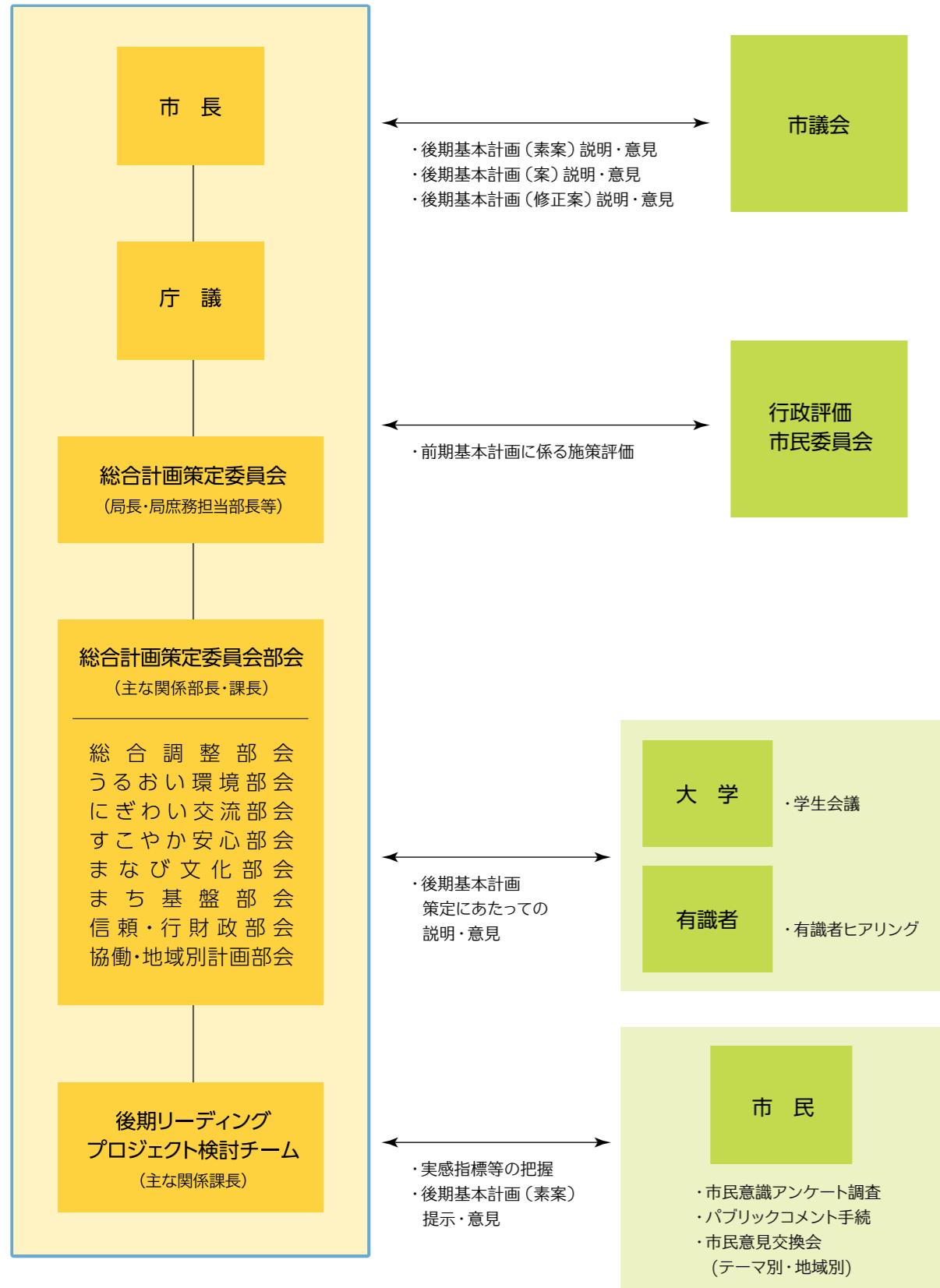
庁議

- ・後期基本計画の策定について

平成29年2月13日

第五次総合計画後期基本計画を策定

● 第五次総合計画後期基本計画の策定体制



● 鹿児島市総合計画策定条例

平成23年6月29日
条例 第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、本市の総合計画を策定するについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市政の最高理念であり、都市像及び基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 市政の基本的な計画であり、基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。
- (4) 実施計画 市政の具体的な計画であり、施策を実現するため実施する事業を示すものをいう。

(総合計画審議会への諮問)

第3条 市長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ、鹿児島市総合計画審議会条例(昭和47年条例第10号)第1条に規定する鹿児島市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第4条 市長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

第2条及び前項の規定は、基本構想の変更について準用する。

(基本計画及び実施計画の策定)

第5条 市長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第6条 市長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。

第2条の規定は、総合計画の変更について準用する。

(総合計画との整合)

第7条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、市長が規則で定める日から施行する。

(平成23年7月29日規則第62号で、平成23年8月1日から施行)

● 鹿児島市総合計画審議会条例

昭和47年3月29日
条例 第10号

(設置)

第1条 本市の総合計画について、市長の諮問に応じ、審議するため、鹿児島市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもつてあてる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画財政局企画部政策企画課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

付 則(昭和51年7月28日条例第31号)

この条例は、鹿児島市事務分掌条例の一部を改正する条例(昭和51年条例第30号)の施行の日から施行する。

付 則(昭和62年3月30日条例第16号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月27日条例第32号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成21年3月27日条例第25号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

● 訪問

政企第13号
平成23年5月17日

鹿児島市総合計画審議会
会長 宮廻 甫允 殿

鹿児島市長 森 博 幸

第五次鹿児島市総合計画基本構想(案)について(訪問)

第五次鹿児島市総合計画基本構想(案)について、貴審議会の意見を求めるます。

● 答申書

平成23年7月26日

鹿児島市長 森 博 幸 殿

鹿児島市総合計画審議会
会長 宮廻 甫允

平成23年5月17日に訪問されました第五次鹿児島市総合計画基本構想(案)について、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

答 申

平成24年度を初年度とする総合計画は、今後10年間における鹿児島市のまちづくりの礎となるものであり、鹿児島市が将来に向けて持続可能な発展を遂げていくための羅針盤となる重要な計画です。

策定にあたっては、これまでとは大きく異なる社会経済情勢の変化を的確に踏まえるとともに、鹿児島市の特性を最大限に生かすという視点が必要であり、また、行政だけでなく、市民や地域団体、NPO、事業者などまちづくりのあらゆる主体が、適切な役割分担の下で協働・連携していくことを、基本理念として大きく打ち出し、この10年間で着実に推進していく覚悟を持って取り組むことが不可欠です。

本審議会においては、このような考えに立ち、基本構想について素案の段階から慎重な審議を行ったところであり、訪問された「第五次鹿児島市総合計画基本構想(案)」については、素案に対する審議会の意見反映に努める中でとりまとめられているものと考えます。

また、計画の策定にあたっては、基本構想の素案及び案のそれぞれの段階において、これまで以上に市民意見の反映に努め

ていることは、これから協働・連携の推進に先鞭をつけるものと考えます。

その他、基本計画や実施計画の計画期間について、社会経済情勢等の変化に柔軟に対応できるよう見直すとともに、分野を超えた横断的な施策・事業を展開していくための仕掛けを計画に組み込んだことも、前例にとらわれない新たな試みであると考えます。

今後、厳しさを増す自治体財政を踏まえ、少子高齢化の進行に伴う将来世代の負担増への配慮、環境負荷の軽減も考慮しながら、必要なハード整備には引き続き取り組む一方、よりソフト面を重視した施策展開を図ることを通して、都市像に掲げる「人～心の豊かさ」、「まち～都市の豊かさ」、「みどり～自然の豊かさ」をみんなで創り、市民満足度を高めていかれるよう要請します。

また、基本構想の最終的なまとめを行い、同構想に基づき総合計画を推進していくにあたっては、次の点に十分留意されますよう提言します。

記**1 総合計画の基本に関する事項****(1) 変化を見据え、未来を先取りするまちの姿を描く**

- ①政治、経済、社会の不安定な状況、産業構造の転換、アジア諸国における日本の位置づけ、地球温暖化の影響、少子高齢化や人口減少の進行、まちづくりにおける行政の役割変化などを踏まえること
- ②行政が自らの判断でまちづくりのすべてを担う時代ではないという認識の下、「こういう社会を市民みんなと一緒に目指そう」ということを基本構想で示し、それに即して基本計画、実施計画における具体的な取組を示していくこと
- ③東日本大震災の発生を受け、安心安全なまちづくりにおける対応の変化や、人ととのつながり、コミュニティなどの重要性が再認識されつつあることを踏まえること
- ④10年間の計画期間だけではなく、必要に応じて20年後、30年後、さらには50年後を見据え、「何が鹿児島にとって大切か」を考えること
- ⑤総合計画に掲げた各種施策を同時に達成することが難しいケースが生じた際には、「市民としてどういう尺度で優先順位を決めていくのか」という価値基準を持ち、「選択」を行っていくこと

(2) あらゆる主体、次世代に対する「責任ある約束」を考える

- ①総合計画に掲げることについて、「このレベルで実現していく」ということを示した上で、市民や地域団体、NPO、事業者などまちづくりのあらゆる主体と関わっていくことが必要であり、そのことを具体的に打ち出していくこと
- ②今の世代の人たちが、さまざまな分野で次の世代に何を約束していくのか、そういうことを反映させること

2 基本構想(案)に関する事項**(1) 都市像**

- ①あるべき将来像に対し、市民としてどのような意志を持ち、どのような負担を覚悟していくかが重要であり、都市像を踏まえ、「人」、「まち」、「みどり」それぞれの豊かさを協働により実現していくこと
- ②次の世代に多大な負担を残すべきではないという考えに立ち、行政に求めるだけでなく、市民でできることは市民で実行していくという意識を一人ひとりが持つことができるよう取り組むこと
- ③都市像を踏まえ、国内外の競争を見据えて、特色ある都市のイメージや方向性を打ち出し、対外的に発信する都市を目指すこと

(2) 基本目標

- ①今後想定される厳しい財政状況、少子高齢化や人口減少局面への移行などを見据え、あらゆる主体との協働・連携という考えをまちづくりの基本として、自主的・自立的なまちづくりを推進していくこと
- ②経済の発展は、「“豊かさ”実感都市」の実現に不可欠なものであり、「鹿児島のような自然環境の中でどのような地域経済を構築するのか」という、日本や世界のモデルになるものを10年かけてつくっていくこと
- ③市民一人ひとりの自立性や助け合う心、人と人との絆を基本としながら、環境も大切であるという認識の下、産業の主たるテーマとして、環境や自然の美しさを観光に生かしていくとともに、その成果で市民生活を支えていくことが重要であり、このことを踏まえること
- ④6つの基本目標をベースとして、時代の変化にも即応する、優先順位を付けた施策・事業の展開を図ること
- ⑤基本目標の表現については、達成すべき「ゴール」が明確となる表現とすること（「低炭素社会の構築を図る」ではなく「低炭素社会を構築する」など）

3 協働・連携による推進に向けて**(1) 分かりやすい計画**

- ①市民が主体的にまちづくりに関わるために、鹿児島市が将来どのような方向に進んでいくのか、そこに自分がどのように関係するのかをイメージできるような計画としていくこと
- ②総合計画について、市民にまず知らせることが重要であり、「できるだけ詳しく」ではなく「できるだけ分かりやすく」ということに重点を置くこと
- ③市民がまちづくりに関わりやすくなるためには、実施計画に掲げる事業に担当部署を記載するなど、市役所のどこに対応を求めたらよいかが分かるよう工夫すること

(2) 豊かさ実感リーディングプロジェクト

- ①都市像の実現に向けては、基本目標ごとの各分野において、専門性を発揮した効率的な施策・事業の推進を図るとともに、現実の諸課題の多くは分野を超えた総合性を有するものであることを踏まえ、分野横断的な施策・事業の展開を図っていくこと
- ②横断的な施策・事業の展開については、「豊かさ実感リーディングプロジェクト」の推進を図るとともに、それを契機として、市役所内の組織、さらにはまちづくりの各主体の枠を超えた協働・連携の動きを拡充していくこと

(3) 実行重視

- ①「市民と行政が拓く 協働と連携のまち」の一つの具体的な形として、市民が策定後の総合計画の進行管理に関わっていく推進体制を構築すること
- ②目標指標については、目標達成に向け、行政の取組に対する市民からのチェック、さらには市民自身の自発的な取組促進につながるよう、可能な限り具体的な目標を掲げるとともに、各施策の的確な状況把握に基づく各面からの評価を行い、適正な進行管理を行うこと

鹿児島市庁議規程

昭和48年7月1日
訓令第12号

(目的及び設置)

第1条 市政の基本方針に係る市長の意思決定を補佐して必要な協議を行なうとともに、市の各機関及び各局間の総合的な調整を行なうことにより市政の効率的な運営をはかるため、鹿児島市庁議（以下「庁議」という。）を置く。

（構成）

第2条 庁議は、次の職にある者をもつて構成する。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 総務局長
- (4) 企画財政局長
- (5) 市民局長
- (6) 環境局長
- (7) 健康福祉局長
- (8) 産業局長
- (9) 観光交流局長
- (10) 建設局長
- (11) 消防局長
- (12) 教育長
- (13) 市立病院長
- (14) 交通局長
- (15) 水道局長
- (16) 船舶局長
- (17) 総務局市長室長
- (18) 総務局総務部長
- (19) 企画財政局企画部長
- (20) 企画財政局財政部長

2 市長が、付議事項に関連して必要と認めるときは、前項に定める者以外の者を出席させることができる。

（開催期日）

第3条 庁議は、毎月おおむね10日までの日で市長が定める日に開催する。ただし、市長は、特別な理由があるときはこれを変更し、または臨時に開催することができる。

（主宰）

第4条 庁議は、市長が主宰する。ただし、市長が出席できないときは、副市長がその職務を代理する。

（付議事項）

第5条 庁議に付議される事項は、次のとおりとする。

- (1) 市行政の基本方針に関する事項
- (2) 市の制度または行政機能に重大な影響を与える事項
- (3) 新規または異例に属する重要事項
- (4) 市議会提案事項
- (5) 局間調整を必要とする重要事項
- (6) 市長が必要と認める事項
- (7) その他業務に係る報告事項

（付議手続）
第6条 庁議の構成員は、所管業務のうち庁議に付議すべき事項又は報告事項があるときは、文書で企画財政局企画部政策企画課を通じて市長に提出するものとする。

2 付議に必要な資料は、庁議の3日前までに構成員に配布する。
(決定及び記録)

第7条 庁議に付議された事項は、その協議を経て、市長が決定する。

2 企画財政局企画部長は、庁議の経過を記録し、保管しなければならない。

（決定事項の執行）

第8条 庁議で決定された事項は、主管の部局ですみやかに処理しなければならない。

2 主管の局長は、決定事項の執行状況を庁議に報告しなければならない。

（連絡機関）

第9条 庁議の構成員は、庁議で決定された事項その他の事項の周知連絡のため、局内部課長会議を開催しなければならない。

2 局内部課長会議は、それぞれ局内の部課長等で構成し、必要に応じて随時開催する。

（庶務）

第10条 庁議に関する庶務は、企画財政局企画部政策企画課において行う。

付 則

この訓令は、昭和48年7月1日から施行する。

付 則（昭和51年7月31日訓令第7号）

この訓令は、昭和51年8月1日から施行する。

付 則（昭和62年3月31日訓令第5号）

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則（昭和62年10月7日訓令第11号）

この訓令は、昭和62年10月7日から施行する。

付 則（平成12年3月31日訓令第3号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成16年10月22日訓令第8号）

この訓令は、平成16年11月1日から施行する。

付 則（平成17年1月31日訓令第1号）

この訓令は、平成17年2月1日から施行する。

付 則（平成19年3月30日訓令第1号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

（収入役に関する経過措置）

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により収入役がなお従前の例により在職する場合においては、改正前の第2条第3号の規定は、なおその効力を有する。

付 則（平成21年3月27日訓令第8号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成24年3月29日訓令第3号抄）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月17日訓令第5号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

鹿児島市総合計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 鹿児島市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に資するため、市内に鹿児島市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 総合計画の基本構想及び基本計画の検討をすること。

(2) その他総合計画の基本構想及び基本計画に関し必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、企画財政局長をもって充てる。

3 副会長は、総務局長をもって充てる。

4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（会長等の職務）

第4条 会長は、委員会を代表し、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

（部会）

第6条 会長は、委員会における検討を円滑にするため、部会を設けることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、企画財政局企画部政策企画課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成22年4月21日から施行する。

（鹿児島市総合計画策定委員会設置要綱等の廃止）

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 鹿児島市総合計画策定委員会設置要綱（平成元年7月7日制定）

(2) 鹿児島市策定委員会専門部会設置要綱（平成元年7月7日制定）

付 則

この要綱は、平成27年8月13日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

鹿児島市総合計画策定委員会委員

市民局長

環境局長

健康福祉局長

産業局長

観光交流局長

建設局長

消防局長

教育長

市立病院事務局長

交通局長

水道局長

船舶局長

総務局市長室長

総務局総務部長

企画財政局企画部長

企画財政局財政部長

市民局市民文化部長

環境局環境部長

健康福祉局すこやか長寿部長

産業局産業振興部長

観光交流局次長

建設局建設管理部長

消防局次長

教育委員会事務局管理部長

市立病院事務局次長

交通局次長

水道局総務部長

船舶局次長

総務局総務部行政管理課長

企画財政局企画部政策推進課長

企画財政局財政部財政課長

用語解説(五十音順)

ア行

アミューズメント

娯楽。楽しみ。

AEA・ALT

AEA(小学校の英会話活動協力員)・ALT(中学校や高校の外国語指導助手)。

NPO

Non Profit Organization(非営利組織)の略称。営利を目的としない公益的な市民活動などを行う民間の組織、団体のこと。

環境管理事業所

鹿児島市環境保全条例に基づいて適正に環境管理を行い、環境への負荷の少ない事業活動を自主的に行っている事業所。

力行

環境マネジメントシステム

組織が自ら環境方針を設定し、計画の立案(Plan)、実施・運用(Do)、点検・是正(Check)、見直し(Action)という一連の行為により、環境負荷の低減を継続的に実施していく仕組。

共生社会

すべての国民(市民)が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら生活する社会。

クリエイティブ産業

デザインをはじめ、映像・ゲーム等のコンテンツ(メディアが記録・伝送し、人が鑑賞するひとまとまりの情報)など、個人の創造性や技術、才能に由来する知的ノウハウを活用した商品・サービスを生産する産業。

グローバル化

国を超えて地球規模で活動が拡大すること。

経済センサス

事業所等の経済活動の状態や産業構造を明らかにすることなどを目的とした国が実施する経済構造統計。

コミュニティサイクル

複数のサイクルポート(自転車貸出拠点)を配置し、どのサイクルポートでも貸出・返却ができるようにしたシステムのこと。

コミュニティバス

地域住民の利便性向上等のために一定地域内を運行するバスで、主に自治体が主体となって導入するバスのこと。

コンシェルジュセンター

観光など特定の分野や地域情報などを紹介・案内する場所。

サブターミナル

さまざまな交通機関が集まり、補助的な役割をする交通の結節拠点のこと。

COC

「Center Of Community」の略称。地域社会の中核的存在としての大学の機能強化を図ることを目的とした文部科学省の事業。

CCRC

「Continuing Care Retirement Community」の略称。東京圏をはじめとする地域の中高年齢者等が、希望に応じ地方や「まちなか」に移り住み、多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要な医療介護を受けることができる地域づくりを目指すもの。

実質公債費比率、将来負担比率

これらの数値が財政健全化法(地方公共団体の財政の健全化に関する法律)で定める早期健全化基準(実質公債費比率25%、将来負担比率350%)以上の場合、早期健全化計画の策定と外部監査の要求が義務付けられる。

水質保全目標

水遊びなどの親水活動にふさわしい水質を保全することを目的に設定された本市独自の目標値。

ストックマネジメント

既存の施設(ストック)を有効に活用し、長寿命化等を図る体系的な手法のこと。

3R(スリーアール)

Reduce(リデュース:発生抑制)、Reuse(リユース:再使用)、Recycle(リサイクル:再生利用)の3つの頭文字をとったもの。

生物多様性

すべての生物の間に違いがあることで、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の3つのレベルでの多様性がある。

セーフコミュニティ

「事故やけがは原因を調べ対策を行うことにより、予防できる」との考え方のもと、さまざまな統計データやアンケートなどの分析結果に基づき、地域住民、行政、関係団体などが協働して事故やけがを予防する取組のこと。または、その取組を進めているコミュニティ。本市では、交通安全、学校の安全、子どもの安全、高齢者の安全、DV防止、自殺予防、防災・災害対策の7つを重点分野として取組を進めており、平成28年1月29日に国際認証を取得した。

創エネ

太陽光発電システムや家庭用燃料電池などを利用してエネルギーをつくり出すこと。

タ行

第三次救急医療

ただちに救命処置を要する重篤な救急患者に対する医療。

ダンボールコンポスト

ダンボール箱を活用した簡易な生ごみ堆肥化容器。

地域医療支援病院

地域医療の確保を図るために、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施、救急医療の提供等を通じて、地域のかかりつけ医等を支援する能力・設備等を備える病院で、県が承認するもの。

地域コミュニティ活動

町内会の活動(自主防災組織、衛生連、あいご会等の活動を含む。)、校区での活動(校区公民館運営審議会、校区社協等の活動を含む。)、その他の活動(防犯パトロール、老人クラブ等の活動を含む。)、NPO等の非営利活動(ボランティア、その他市民活動等を含む。)のこと。

地域包括ケア

地域の高齢者に対し、介護・医療サービスのほか見守りなどのさまざまな生活支援を、包括的、継続的に提供すること。

蓄エネ

太陽光等で発電した電気を蓄電池に貯めるなどして必要に応じてエネルギーを利用すること。

地区計画

比較的小さい地区を単位として、それぞれの特性に応じたきめ細かなまちづくりを行うための計画で、道路、公園などの配置や規模、建築物の建て方のルールなどについて、住民等の意見を反映して定めるもの。

DMO

「Destination Management/Marketing Organization」の略称。地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた組織。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。暴力の種類はなぐる、けるなどの身体的暴力だけでなく、言葉などで精神的に追い詰める精神的暴力や経済的、性的な暴力など多岐にわたる。

都市型農業

地域の特性を生かした農畜産物を生産し、安全安心かつ新鮮で良質な農畜産物を供給するとともに、防災や緑地保全などの農業の持つ公益的機能の点から都市と農業の共存を図ろうとする農業。

都市機能

店舗、病院、銀行などの生活利便施設や、道路、公園、学校などの公共公益施設。

ナ行

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者自らが作成した農業経営改善計画の認定を受け、経営感覚に優れた農業経営体を目指している農業者。

農業の6次産業化

農業者が、農産物の生産（1次産業）だけでなく、食品加工（2次産業）、流通・販売等（3次産業）に主体的かつ総合的に関わることで、高付加価値化を図るもの。

農地中間管理事業

農地中間管理機構が、農地の所有者から農地を借受け、集積し、認定農業者等へ貸付ける事業。

ハ行

バイオガス

再生可能エネルギーであるバイオマスの一つで、有機性廃棄物（生ごみ等）や家畜の糞尿などを発酵させて得られる可燃性ガス。

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。

パリ協定

フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締結国会議（COP21）で採択された京都議定書に代わる温室効果ガス削減のための新たな国際枠組。

BOD(生物化学的酸素要求量)

有機物による水質汚濁の指標で、この数値が高いほど汚濁が大きくなる。

微小粒子状物質(PM2.5)

大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが $2.5\text{ }\mu\text{m}$ 以下（ $1\text{ }\mu\text{m}=1\text{ mm}$ の千分の1）の非常に小さな粒子のことで、肺の奥深くまで入りやすく、喘息や気管支炎などの呼吸器系疾患への影響のほか、肺がんのリスクの上昇や循環器系への影響が懸念されている。

扶助費

生活保護費、子育て支援など、福祉や医療に係る費用。

マニフェスト制度

産業廃棄物の適正な処理を確保する制度で、廃棄物を排出する事業者が、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を用いて、その処理状況を確認するもの。

リノベーション

古い建物の機能を今の時代に適した在り方に変えて、新しい機能を付与すること。

連携中枢都市圏

連携中枢都市（①地方圏の指定都市、中核市であること、②昼夜間人口比率が概ね1以上であることの2つの要件を満たす都市）となる圏域の中心都市と経済、社会、文化または住民生活等において密接な関係を有する近隣の市町村が連携協約を締結することにより形成される都市圏のこと。

ワ行

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。一人ひとりがやりがいや充実を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

人・まち・みどり みんなで創る
“豊かさ”実感都市・かごしま

第五次鹿児島市総合計画

後期基本計画

(平成29年度～平成33年度)

平成29年5月

発行・編集： 鹿児島市（企画財政局 企画部 政策企画課）

〒892-8677 鹿児島県鹿児島市山下町11番1号

TEL 099-216-1106 FAX 099-216-1108

E-mail seisaku-k@city.kagoshima.lg.jp

URL <http://www.city.kagoshima.lg.jp>

表紙イラスト： 大寺 聰

版下制作： 淳上印刷株式会社

表紙、イラストの無断転載を禁じます。

